

「エネルギー事業法」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

エネルギー事業法

●仏暦二五五〇年・エネルギー事業法令

前文省略

第一条

本法令を「仏暦二五五〇年エネルギー事業法令（プララーチャバンヤット・ガーンプラコーブ・キチャカーン・パランガン）」と呼ぶ。

第二条

本法令は官報公示日の翌日から施行する。〔官報公示日は二〇〇七年一月一〇日〕

第三条

本法令は以下の場合には適用しない。

- (一) 石油法に基づく石油事業で探査中または石油事業に関連した探査中のもの。
- (二) タイ・マレーシア共同機構法、及び同一の形態にあるその他共同機構法に基づく石油事業で、共同開発エリアまたは同一の意味を有するエリア内でのもの。
- (三) 燃料油管理法に基づく燃料油の運送及び保管の安全対策。
- (四) 燃料油取引法に基づく燃料油取引業者の免許申請、取引量通知、備蓄、燃料油の品質。

第四条

本法令は王国全域のエネルギー事業に適用する。

第五条

本法令において、

「エネルギー（パランガン）」とは、電力または天然ガスを意味する。

「循環エネルギー（パランガン・ムンヴィエン）」とは、国家エネルギー政策委員会法に基づく循環エネルギーを意味する。

「天然ガス（ガス・タマチャート）」とは、ガスまたは液状の大部分がメタンからなる炭化水素物を意味する。

「エネルギー事業（キチャカーン・パンガン）」とは、電力事業、天然ガス事業、もしくはエネルギー・ネットワーク・システム事業を意味する。

「電力事業（キチャカーン・ファイファー）」とは、電力の生産、調達、送電、販売、もしくは電力システム管理を意味する。

「天然ガス事業（キチャカーン・ガスタマチャート）」とは、天然ガス・パイプラインを通じた天然ガス輸送、天然ガス保管及び液体からガスへの変質、天然ガスの調達及び卸売、もしくは天然ガス販売システムを通じた天然ガス小売を意味し、運輸セクターにおける天然ガス事業は含まない。

「エネルギー・ネットワーク・システム（ラボップ・クローンカーイ・パランガン）」とは、電力ネットワーク・システム、または天然ガス・ネットワーク・システムを意味する。

「電力ネットワーク・システム（ラボップ・クローンカーイ・ファイファー）」とは、送電システムまたは電力販売システムを意味する。

「電力システム（ラボップ・ファイファー）」とは、電力生産システム、送電システム、及び許可書取得者の実施・管理下にある電力販売システムを意味する。

「電力生産システム（ラボップ・パリット・ファイファー）」とは、発電所から電力ネットワーク・シ

システムとの接続点までの許可書取得者の発電システムを意味し、加えて、発電で使用する燃料輸送システムも意味する。

「送電システム (ラボップ・ソン・ファイファー)」とは、電力生産システムから電力販売システムまで電力を送るシステムを意味し、加えて、その送電システム制御において使用される電力システム制御センターも意味する。

「電力販売システム (ラボップ・ジャムナーイ・ファイファー)」とは、送電システムまたは電力生産システムから許可書取得者ではない電力使用者まで電力を送るシステムを意味し、加えて、その電力販売システム制御において使用される電力システム制御センターも意味する。

「天然ガス・ネットワーク・システム (ラボップ・クローンカーイ・ガースタマチャート)」とは、天然ガス送付システムまたは天然ガス販売システムを意味する。

「天然ガス送付システム (ラボップ・ソン・ガースタマチャート)」とは、天然ガス売買ポイントからの天然ガス受取、及び天然ガス供給ポイント、もしくは天然ガス販売システムまたはタイ発電公団の発電所、あるいは民間発電業者の発電所までの送付で使用されるパイプライン・システムを意味し、加えて天然ガス受取及び送付に必要な設備またはその他の物も意味する。

「天然ガス販売システム (ラボップ・ジャムナーイ・ガースタマチャート)」とは、天然ガス送付システムから繋がるパイプライン・システムを意味し、加えて、天然ガス販売に必要な設備またはその他の物も意味する。

「エネルギー・ネットワーク・システム制御センター (スーン・クワップクム・ラボップ・クローンカーイ・パラングーン)」とは、電力システム制御センターまたは天然ガス送付制御センターを意味する。

「電力システム制御センター (スーン・クワップクム・ラボップ・ファイファー)」とは、電力システム制御で職務を果たす職務ユニットを意味する。

「エネルギー事業所 (サターン・プラコーブ・キチャカーン・パラングーン)」とは、建物、場所、機械、エネルギー・ネットワーク・システム、及びエネルギー事業で使用されるその他設備を意味する。

「サービス料金レート (アトラー・カーポリカーン)」とは、一単位あたりのエネルギー価格、報酬、もしくは許可書取得者がエネルギー使用者から徴収するサービス提供における要件、その他の手数料を意味する。

「王国 (ラーチャアナーチャック)」とは、国際法または外国との合意に基づくタイ国の権利である大陸棚も含める。

「基金 (ゴーントゥン)」とは、電力開発基金を意味する。

「許可書 (バイ・アヌヤート)」とはエネルギー事業営業許可書を意味する。

「許可書取得者 (プー・ラップ・バイ・アヌヤート)」とは、エネルギー事業営業許可書の取得者を意味する。

「委員会 (カナ・カマカーン)」とは、エネルギー事業監督委員会を意味する。

「事務局 (サムナックガーン)」とは、エネルギー事業監督委員会事務局を意味する。

「事務局長 (レーカヌガーン)」とは、エネルギー事業監督委員会事務局長を意味する。

「係官 (パナックガーンチャオナティ)」とは、委員会が任命し、本法令に基づく執行権限を有する者を意味する。

「大臣 (ラッタモントリー)」とは、本法令の主務大臣を意味する。

第六条

エネルギー大臣を本法令の主務大臣とし、本法令に基づく執行のために省令を制定する権限を有する。省令は官報で公示した時に施行することができる。

第一章

総則

第七条

本法令は以下の目的を有する。

(一) 十分で安定した、及びエネルギー使用者及び許可書取得者に公正なエネルギー面のサービスがあるよう振興する。

(二) サービス料金レート及びサービスの質の両面でエネルギー使用者の利益を保護する。

(三) エネルギー事業における競争を振興し、エネルギー事業における不当な権限行使を防止する。

(四) エネルギー・ネットワーク・システムのサービスが公正で透明であるようにし、不公正な差別がないよう振興する。

(五) エネルギー事業が効率性を有し、許可書取得者とエネルギー使用者の双方に公正であるように振興する。

(六) すべての側に公正である原則のもとに、エネルギー面の協力、アクセス、利用、管理においてエネルギー使用者、地域コミュニティ、民衆、許可書取得者の自由権を保護する。

(七) 環境への影響、天然資源のバランスを考慮することにより、エネルギー事業におけるエネルギー利用及び資源利用が節約的で効率性があるよう振興する。

(八) 電力事業において環境への影響が少ない循環エネルギー利用を振興する。

第八条

国はエネルギー事業について以下の基本政策指針を有する。

(一) 社会、経済、環境面で持続的な国家開発に加えて、エネルギー輸入を減らすために、循環エネルギー源と国内に存在するエネルギーの開発により、需要に対して十分な、質をともなった、安定的な、価格レベルが相当で公正なエネルギーを調達する。

(二) エネルギー利用を節約的で、効率性を有し、採算性のあるものにするよう振興し、加えてエネルギー使用における投資及び生産事業における燃料コスト、生産及びエネルギー利用からの健康面の影響及び周囲への影響を減らし、国の経済の競争力を強化するために、効率性を有する技術利用、電力生産センターの拡散システムを振興する。

(三) エネルギー利用者の保護を任務とするエネルギー事業監督機関を設置し、サービス料金が透明であるように管理、規定し、全ての側に公正であるようにするため、地域コミュニティ及び民衆がエネルギー面の管理及び検査に参加するよう振興する。

(四) 社会が節約的、効率的で、採算のとれるエネルギー利用の知識、確信、正しい行いを有するよう振興する。

(五) 国はタイ発電公団を送電事業者、首都電力公団及び地方電力公団を電力販売事業者とし、国の電力事業の望ましい発電能力の割合を維持し、電力ネットワークシステム、電力システム制御センター、水力発電所事業における実施責任者となることにより、基本公共事業として電力システムの安定性及び信頼性を維持するため電力事業を支援する。

第九条

本法令に基づくエネルギー事業監督のために、大臣は以下の職務権限を有する。

(一) 内閣にエネルギー事業構造に係る政策を提示する。

(二) 国家エネルギー政策委員会に対し、電力事業が効率性を有し、安定的なものとするためエネルギー調達政策、及び発電燃料のソース及び種類の分散政策を提示する。

(三) 委員会が第一条(五)に基づき見解をまとめた発電能力計画、電力事業投資計画、天然ガス調達計画、及びエネルギー・ネットワークシステム拡大計画を内閣の承認を得るため内閣に提案するた

め検討する。

(四) 国家エネルギー政策委員会にエネルギー不足の防止及び解決における政策を提示する。

(五) 国家エネルギー政策委員会にエネルギー事業における政策、目標及び一般指針を提示する。

(六) エネルギー事業におけるサービスの質の標準及び事業の標準政策を定める。

(七) エネルギー・サービスの普及政策、及び機会に恵まれない者に対するエネルギー・サービス政策、エネルギー利用者の訴えに係る政策を定める。

(八) 国家エネルギー政策委員会に基金への納入及び支出における政策を提示する。

(九) 内閣の承認を求めて提案するために、委員会の事業計画及び事務局の支出予算を検討する。

(一〇) 委員会が第一条 (八) に基づき提案した委員及び係官の規約及び倫理規定を承認する。

(一一) 本法令の規定に基づくその他の実施。

一般に施行される規則、規約、告示または規定は官報公示をもって施行することができる。

第二章

エネルギー事業監督機関

第一節

エネルギー事業監督委員会

第一〇条

国王が任命する委員長一人と委員六人からなるエネルギー事業監督委員会を設置する。
事務局長を委員会書記とする。

第一条

委員会は以下の職務権限を有する。

(一) 国の政策枠の下で本法令の目的に従うようエネルギー事業を監督する。

(二) エネルギー事業営業許可書の種類を定める布告を制定し、許可書申請を免除するエネルギー事業の種類、規模及び形態を定めるために勅令制定を提案する。

(三) 電力システムの保障及び信頼性を生じさせるための方策を定める。

(四) 電力調達における規則及び原則を定め、電力購入招請を告示するとともに、選考プロセスが全ての側に公正なものとなるよう監督する。

(五) 第九条 (三) に基づき大臣に提案するために発電能力計画、電力事業投資計画、天然ガス調達計画、及びエネルギー・ネットワークシステム拡大計画について意見を具申する。

(六) 許可書取得者のエネルギー事業が効率的で透明であるよう検査する。

(七) サービスの標準及び質、エネルギー事業者からのエネルギー利用者保護策で規則を制定または告示し、監督する。

(八) 第九条 (一〇) に基づき大臣に委員及び係官の規約及び倫理規定を提案する。

(九) 委員及び係官の利害関係または利益相反に係る行動方針及び指針について規約を制定または告示する。

(一〇) 第九条 (八) に基づく国家エネルギー政策委員会の政策と一致させるため基金への納入及び支出の原則、方法及び要件で規約を制定または告示する

(一一) 第八章・行政命令に基づき行政罰を命じ、定める。

(一二) エネルギー事業に係る大臣及び内閣への具申または助言。

(一三) エネルギー事業面での研究を支援、奨励する。

(一四) 社会及び公衆のエネルギー面の知識及び熟知があるよう振興する。

(一五) エネルギー事業における効率性向上のために人材開発を支援、振興する。

(一六) 電力事業の効率性及び天然資源のバランスを考慮した節制的で効率性のあるエネルギー、循環エネルギー、及び環境への影響が少ないエネルギーの利用を振興する。

(一七) 本法令に定めたところに基づく執行に係るその他機関との調整。

(一八) 本法令または他の法令で委員会の職務権限と定めたところに基づくその他の実施。

一般に施行される規則、規約、告示または規定は官報公示をもって施行することができる。

特定の件に適用される命令は、行政上の公務執行方法についての法令に基づく行政命令通知の原則及び方法に基づき通知があった時に効力を有する。

第一二条

委員はエネルギー、数学、法学、科学、工学、経済学、財務、会計、天然資源及び環境、消費者保護、もしくはエネルギー事業に益するその他の領域で実績を有する、または知識・理解を有することを示す業績をあげたことがあり、専門性を有し、かつ一〇年以上の経験を有していなければならない。ここに各領域での期間計算は合算することができる。

委員会は電力事業及び天然ガス事業の領域からの委員が少なくともそれぞれ一人以上いなければならない。

第一三条

委員は以下の資格を有し、かつ禁止状態にあってはならない。

(一) タイ国籍を有する。

(二) 満四〇歳以上である。

(三) 衆議院議員、参議院議員、政治公務員、地方議会議員または地方行政者ではない。

(四) 政党の何らかの地位にある者ではない。

(五) 精神異常者または耗弱者ではない。

(六) 罰せられる麻薬の中毒者ではない。

(七) 破産者ではない、もしくは悪意の破産者であったことがない。

(八) 無能力者または準無能力者ではない。

(九) 禁固刑判決を受け、裁判所の令状により拘禁された者ではない。

(一〇) 二年以上の禁固刑判決を受け、刑期終了から推薦を受けた日までに五年が経過していない。

ただし過失罪または軽犯罪である場合はその限りではない。

(一一) 異常蓄財により裁判所の判決または命令で資産を没収されたことのある者ではない。

(一二) 背任または重大な悪品行、もしくは公務における不正行為または状況とみなされ、公務、国家機関または民間機関から解任、免職、退職させられたことがない。

(一三) 憲法裁判所判事、選挙委員、国家オンブズマン、国家汚職防止取締委員、国家会計検査委員、国家人権委員、または国家経済社会諮問会議議員ではない。

(一四) 上院議会から罷免決議を受けたことがない。

第一四条

委員の選出において大臣は、委員として推薦を受けるのに相応しい人物を選出する任務を果たす以下の九人からなる選出委員会の名簿を内閣に提出する。

(一) エネルギー省次官、財務省次官、工業省次官、もしくは国家経済社会開発委員会事務局長だった者、合計四人。

(二) エネルギー事業を営んでいないタイ工業連盟の代表一人。

(三) エンジニア評議会代表一人。

(四) 国の高等教育機関の学長代表一人。

(五) 国家経済社会諮問会議代表一人。

(六) 消費者保護、天然資源・環境、またはエネルギー面で五年以上の業績を有する事業利益を追求しない民間機関代表一人。

(一) に基づく地位にあった者を定数まで探すことができない場合、残りについてはその他の省または同等の公務機関の地位にあった者から選出する。

選出委員は本人、配偶者及び未成年の子のエネルギー事業者との過去二年間の事業上の利害関係に係る詳細を公衆に開示しなければならない、当該期間においてエネルギー事業者と個人的に係争している者であってはならない。

選出委員は委員として推薦を受ける権利はない。

選出委員会は選出委員一人を委員長に互選する。

(四) および (六) に基づく代表の選出においては大臣が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

エネルギー事業監督委員会事務局は委員選出において事務局の職務を果たす。

選出委員は大臣が定めたところに従い、任務遂行において報酬及びその他費用を受け取る。

選出委員は第一三条に基づく資格を有し、かつ禁止様態にあってはならない。

第一五条

委員の選考及び任命は以下のようにこれをなす。

(一) 選出委員会は第一二条に基づく知識・理解、専門性または経験を有するとともに、かつ第一三条に基づく資格を有し、かつ禁止様態にない者七人を選考し、当該人物が第一二条に基づくいずれかの領域で適性を有することをはっきりと示す詳細または証拠、及びその推薦された者の文面による承諾を添えて大臣に提出する。このとき推薦された者の詳細情報を公衆に開示しなければならない。

(二) 大臣は閣議承認のために (一) に基づく詳細とともに選出された者の名を内閣に提出する。

(三) 承認を受けた者の数が任命されるべき委員の定数に足りない場合、選出委員会は (一) に基づく者をさらに選出し、閣議承認のために大臣に提出する。

(四) 第一回目の委員任命において、内閣が委員を定数どおり承認した時、当該人物は会議を開き、一人を委員長に互選し、内閣総理大臣に通知する。内閣総理大臣は委員長及び委員の任命のために奏上する。

本条に基づく職務遂行において、選出委員は刑法典に基づく捜査官とする。

委員選出の期間、原則、方法および要件は大臣が布告規定したところに従う。

第一六条

第一三条に基づく資格および禁止様態のほか、委員は以下の禁止様態にあってはならない。

(一) 職位または月給を有する公務員ではない。

(二) 国家機関の職員または被雇用者、もしくは地方公務員、あるいはエネルギー事業に関係する国家機関の委員（理事）または顧問ではない。当該人物の配偶者もまたエネルギー事業に関係する国家機関の委員（理事）または顧問であってはならない。

(三) エネルギー事業に関係するパートナーシップ、会社または団体のパートナー、株主、もしくは何らかの地位にある者ではない。その委員の配偶者および未成年の子もまた同じとする。

(四) 委員の地位における職務遂行と直接または間接的に利害関係がある、もしくは利益相反がある職業を営んでいない。

第一五条 (二) に基づく内閣への提出において、第一段に基づく委員の禁止様態についても同時に提出する。内閣が (一) (二) (三) または (四) に基づく人物を承認した時、内閣総理大臣は内閣が承認した日から一五日以内に、当該人物が (一) (二) または (三) に基づく者ではなくなった、もしくは (四)

に基づく職業を止めたと信じられる証拠を提示した後に任命のため奏上することができる。当該人物が定められた期間内に辞任しなかったまたは職業を止めなかった場合、その者は委員に選出されなかったとみなし、当該人物の代わりの委員を選出する。

第一七条

委員の任期は国王任命日から六年とし、一期のみとする。

最初の任期において、三年が経過した時、くじ引きにより三人の委員が退任し、当該くじ引きによる退任は任期に基づく退任であるものとみなす。

任期に基づき退任した、もしくはくじ引きによって退任した委員は新たな委員任命があるまで任務のために地位に留まる。

委員の任期満了時に新委員が就任できるように、第一五条に基づく新委員の選出を相当の期間前もってこれをなし、内閣総理大臣は任命のために奏上する。

第一八条

国王が委員会を任命した時、選出委員会の任務は終了する。

第一九条

任期に基づく退任のほか委員は以下の時に退任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 満七〇歳になった。
- (三) 辞任した。
- (四) 第一三条に基づく資格を失った、もしくは禁止様態にある。
- (五) 第一六条への違反行為をなした。
- (六) 内閣が悪品行または背任、もしくは能力がなくなったことを理由に解任を決議した。

委員が任期切れ前に退任した時、第一五条に基づき代替りの委員選出および任命手続きに入り、残りの委員は任務遂行を続ける。このとき委員会は残りの委員によって構成されるものとみなす。ただし残りの委員が四人に達しない場合はその限りではない。

委員長が第一段に基づき退任した場合、委員会は会議を開き、一人の委員を委員長に互選し、内閣総理大臣に通知する。内閣総理大臣は委員長としての任命のために奏上する。

第二〇条

委員は退任から二年間、エネルギー事業を営む法人から金銭またはその他特典を得る職業を営むことはできない。

第一段の内容は以下の形態にある法人にも適用する。

- (一) 第一段に基づく法人に二五%以上出資する別の法人。
- (二) (一) に基づく法人に二五%以上出資する別の法人。
- (三) (二) に基づく法人に二五%以上出資する別の法人。

第一段および第二段の内容を当該法人の取締役または顧問にも適用する。

第二一条

第二〇条に基づく期間内に、委員は第二〇条に基づく法人の株式を保有することはできない。ただし国家汚職防止取締役委員会が定めた量に従い、証券取引所を通じ購入することにより法人の株式を保有する場合はその限りではない。

第二二条

委員会の会議は現有委員数の半数以上の出席をもって成立する。

委員長を会議の議長とする。委員長が不在、または委員長が欠席、もしくは職務を果たせない場合は、出席した委員が互選し、一人の委員を議長に選出する。

決定は多数決による。委員一人は一票を有し、票数が同じであれば議長が決定票を投じる。

第二三条

委員長および委員は汚職防止取締についての憲法付属法に基づく高官とする。

第二四条

委員会は委員会の委任に基づき審議または業務をなすための小委員会もしくはいずれかの者を任命する権限を有する。

委任を受けた小委員会またはいずれかの者の業務遂行方法は委員会が定めたところに従う。

第二五条

任務遂行において委員会、もしくは第二四条に基づき委員会が任命した小委員会、いずれかの者は、国の機関またはいずれかの者に事実関係の説明書を提出させる、証言に出頭する、あるいは審査に係る証拠書類を提出させる権限を有する。

第一段に基づき任務遂行において、委員長、委員、および第二四条に基づき委員会が任命した小委員およびいずれかの者は刑法典に基づく捜査官とする。

第二六条

個人、グループまたは許可書取得者に影響を及ぼす委員会の規約、規則、布告または規定を出す前に、委員会はその規約、規則、布告または規定の主要部分を公開し、その影響を受ける個人、グループまたは許可書取得者が委員会に意見もしくは情報を示す機会を設ける。ここに委員会が定めた意見聴取手続きに従う。

国のエネルギー安全保障上、もしくは省令で定めたその他の事由により緊急または急ぐ必要がある場合、委員会は第一段に基づき手続きを取らなくてもよいが、内閣に報告しなければならない。

第二七条

委員会の行政命令においては、行政上の公務執行方法についての法律を準用する。

第二八条

委員会の規約、規則、布告、規定または命令の制定において、委員会の会議録にその規約、規則、布告、規定または命令に係る詳細と事実関係および事由とともに会議の決定を記録する。

事務局は委員の会議の出席・欠席数に係る詳細を有する委員会の会議録を事務局の年次報告書にまとめ、関心がある者に公開するため印刷するか、事務局のコンピュータ・ネットワーク・システム内に記載しなければならない。

委員会は個人、グループまたは許可書取得者に影響する規約、規則、布告、規定または命令の制定における事由を六〇日間、文書で説明する。その影響を受ける個人、グループまたは許可書取得者が申請し、委員会の当該手続きが公衆に影響を及ぼす場合は、事務局のコンピュータ・ネットワーク・システム内で当該手続きにおける事由を説明する。

第二段に基づき事務局の年次報告書において、委員会の会議結果、小委員会の会議出席・欠席回数、第二四条に基づき者の業績をまとめる。

第二九条

委員長および委員は勅令で定めた報酬、任務遂行費用およびその他特典を得る常勤者とする。

小委員会の委員長、委員、および第二四条に基づく者の任務遂行における報酬およびその他費用は、委員会が定めた規約に従い、事務局のコンピュータ・ネットワーク・システム内に記載公開する。

委員、小委員、第二四条に基づく者の任務遂行における報酬、費用、およびその他特典は事務局の業務費用であるものとみなす。

第二節

エネルギー事業監督委員会事務局

第三〇条

法人格を有し、委員会の監督下に置かれる、予算法に基づく公務機関または国営企業ではない国の機関としてエネルギー事業監督委員会事務局を設置する。

第三一条

事務局は事務局の一般業務に係る権限責任を有すると共に以下の権限を有する。

- (一) 委員会の事務責任。
- (二) 法律が規定した、もしくは委員会が定めたところに基づく手数料の受領。
- (三) エネルギー事業に係る申し立ての受理。
- (四) エネルギー事業、エネルギー事業における競争状態、エネルギー需要予測に係るデータ、およびその他関係するデータの研究、分析および公開。
- (五) 委員会の承認を求め提出するための事務局の支出入計画の作成。
- (六) 委員会が委託したところに基づく、もしくは本法令または他の法律が事務局の権限と定めたところに基づくその他の実施。

第三二条

事務局の事業は労働保護法、労働関係法および労災補償金法の規定下には置かれない。ここに事務局の事務局長、職員および雇員は当該法律に定められたところを下回らない恩典を受けられるようにしなければならない。

第三三条

委員会は以下の件に特定して事務局の通常運営、人事、予算、財務および資産に係る規約、規則または告示を制定する権限を有する。

- (一) 事務局内部の業務の分割と、当該担当部署の責任範囲。
- (二) 事務局長、事務局の職員および被雇用者の職位、月給レートおよびその他報酬。
- (三) 事務局長、事務局の職員の資格、選抜、補充、任命、試用、職務遂行、異動、昇級、昇給、退任、解任、停職命令、規律、規律調査および罰、苦情申し立て、不服申し立て、懲罰。事務局の被雇用者の雇用原則および要件。
- (四) 事務局長および事務局職員の職位代行、業務代行。
- (五) 事務局の職員、被雇用者の制服および服装。
- (六) 委員会の任務遂行に資する専門家雇用とその報酬。
- (七) 事務局の予算、資産、資材の運用・管理。
- (八) 事務局職員、被雇用者に対する福利。

第一段に基づく規則、規約または告示は官報において公示する。

第三四条

委員会に直属し、事務局の業務執行責任者であり、事務局の職員、被雇用者の指揮者である事務局長を一人置く。

外部者に係る事務局の事業において事務局長は事務局を代表する。このために事務局長はいずれかの者に特定業務を代行させる権限を有する。ここに委員会が定めた規則に従わなければならない。

第三五条

委員会が事務局長を選出し、任命する。

事務局長は第一三条および第一六条第一段に基づく資格を有し、かつ禁止状態にあつてはならず、事務局に常勤できる者でなければならない。

第三六条

事務局長の任期は任命日から一期五年とし、再任されることができ、二期連続を超えてその地位にとどまることはできない。

第三七条

第三六条に基づく任期または雇用契約による退任のほか、事務局長は以下の時に退任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 満六〇歳になった。
- (三) 辞任した。
- (四) 第一三条または第一六条第一段に基づく資格を失った、もしくは禁止状態にある。
- (五) 重大な不品行、重大な背任または職務遂行不能を理由に、委員会が全委員数の三分の二以上の票数をもって解任を決議した。

第三八条

第二〇条および第二一条の規定を事務局長および委員会が定めた地位にある職員にも準用する。

第三九条

事務局長および事務局職員は汚職防止取締についての憲法付属法に基づく国の職員とする。

事務局長は汚職防止取締についての憲法付属法に基づく国の高官とする。

第四〇条

事務局は以下の収入および資産を有することができる。

- (一) 本法令に基づく委員会および事務局の権限に基づく業務からの収入または利得。
 - (二) 政府が配分する一般補助金。
 - (三) 寄付された金銭または資産。
 - (四) 事務局の金銭または資産から生じた利息または何らかの利得。
- (三) を除く第一段に基づく事務局の収入は、事務局の業務費用、諸経費を差し引いた後に残余があれば国の収入として国庫に納める。事務局の収入が業務費用に足りず、他の資金源から手当できない場合、国は(二)に基づく一般補助金として国家予算を必要な額配分する。

第四一条

委員会は内閣の承認を得るために、事務局の業務計画、支出予算、予算年の収入予測、手数料レートおよびその他利得の計画を閣議に提出する。

第一段に基づく手数料レートおよび利得の計画が承認された時、委員会は当該計画に一致した手数料レートおよび利得を定め、内閣が承認した業務計画に基づく収入が事務局にあるようにする。

国家予算からの配分を申請する補助金について、大臣は年度予算法または補正予算法に事務局への一般補助金を配分するよう内閣に提案する。

第四二条

事務局は事務局の資産を委員会が定めた規則に基づき所有、管理、保全、使用および利得追求する権限を有する。

国有物品法に基づく物品である資産については、国有物品法に基づく国有物品に係る管理、保全、使用、利得追求における原則、方法および要件を準用し、業務による収入は国家収入とする。

第四三条

事務局が購入、交換、第四〇条（三）に基づく寄付によって得た不動産は事務局の所有権下に置く。

第四四条

事務局および基金の会計は委員会が定めた原則、方法および要件に基づく国際基準に従って作成し、明瞭に会計を分ける。事務局および基金の財務、会計および物品に係る内部監査をし、監査結果を年に少なくとも一回は委員会に報告する。

事務局の業務遂行者を内部監査人とし、委員会が定めた規則に基づき委員会に直接責任を負わせる。

第四五条

事務局は事務局と基金の財務計画および業務会計を作成し、予算年度末から一二〇日以内に内部監査人に送付する。

毎予算年度に国家会計検査院または国家会計検査院の承諾を得て委員会が会計監査人に任命した外部者は、事務局および基金の資金および資産使用結果を評価する。このとき当該使用がどれだけ目的に適い、節約的で、採算が取れ、効率的、生産性があるか分析し、意見を示す。

事務局は国家会計検査院についての憲法付属法に基づく検査対象ユニットとする。

第四六条

委員会は年次報告書を作成し、国家エネルギー政策委員会、大臣、内閣、衆議院および参議院に毎予算年度末に提出し、公衆に開示する。報告においては当該年度の国家収入として国庫に納めなくてもよい金銭の支出入、委員会・事務局・基金の業績、諸点における決定事由、財務計画および業務会計、会計検査人の報告、委員会・事務局・基金の将来計画を記載する。

第三章

エネルギー事業監督

第一節

エネルギー事業営業許可

第四七条

エネルギー事業の営業は、報酬のあるなしを問わず、委員会から許可書を取得しなければならない。

許可書の発行において、委員会は民衆への影響、経済・社会・投資の採算性、各種の事業の競争形態を考慮し、各種のエネルギー事業の規模および形態に合わせて許可書の種類および期限を定める。このとき特定の要件を定めることもできる。

許可書を申請しなくてもよいエネルギー事業の種類、規模、形態の規定は勅令として制定する。

データ収集のため委員会は、第三段に基づき許可書申請免除を受けるエネルギー事業について、事務局に届け出を義務付ける事業に布告規定することもできる。

第四八条

エネルギー事業を営むために建物を建てる、もしくは工場を設置する場合、工場法、建築物管理法、国土計画法またはエネルギー開発振興法に従わなければならない。その法律に基づく許可は本法令に基づく委員会の権限とする。このとき委員会は当該法律に基づく権限を有する機関に見解を求めなければならない。当該機関はその法律に基づき徴収する手数料額とともに見解を委員会に通知しなければならない。

事務局は以後の手続のため、委員会が第一段に基づき徴収した手数料を当該法律に基づく権限を有する機関に送付する。

第四九条

委員会は事業者をして許可書を取得しなければならないがまだ取得していない、エネルギー事業の営業を停止または中止している、もしくはエネルギー・ネットワーク・システムから離脱したエネルギー事業者に属することを命じる権限を有する。

委員会が第一段に基づく命令を発した後、事業者がその命令に従わなかった場合、委員会は第一段に基づく命令の目的を満たすために必要な措置を係官に命じる権限を有する。

この場合、事業者が実際に生じる費用を事務局に支払う。

第五〇条

許可書申請人の資格、許可書申請および発行の原則、方法、要件、許可書手数料レート、エネルギー事業営業手数料レートは、委員会が第九条（三）に基づく計画もしくは内閣が認可したエネルギー政策に沿って布告規定した規則に従う。

第五一条

委員会が第五〇条に基づき定める許可書発行の原則、方法、要件はエネルギー事業の種類、規模、形態の違いを考慮し、許可書取得者のエネルギー事業に過度の負担を与えず、競争の制限が生じないようにし、同一の種類、規模、形態にあるエネルギー事業の許可書取得者間の平等な取扱いがあるようにしなければならない。

第一段に基づく原則、方法、要件には以下のいずれかの件、もしくは複数の件が含まれる。

- (一) エネルギー事業所の立地場所および環境。
- (二) 学術、工学、安全上の標準。
- (三) サービス提供の標準および質。
- (四) サービス料金。
- (五) エネルギーおよび資源利用における効率性。
- (六) エネルギー事業およびサービス提供における効率性。
- (七) 燃料の種類。循環エネルギー利用に係る規定。
- (八) エネルギー事業におけるプロセスおよび技術。
- (九) エネルギー不足の防止と解決。

- (一〇) エネルギー事業における競争、および不正な独占防止。
- (一一) 株式持ち合い構造、および他のエネルギー事業者との関係。
- (一二) 民衆および利害関係者からの意見聴取および理解形成手続。
- (一三) 環境基準。
- (一四) エネルギー事業所の周辺コミュニティおよび環境への影響の軽減策。
- (一五) 委員会に提出するデータ報告の完全性および網羅性。

第五二条

許可書申請人が許可書手数料およびエネルギー事業営業手数料を支払った時、委員会は申請人に許可書を発行する。

委員会が許可書を発行した時、事務局のコンピュータ・ネットワーク・システムにおいて許可書取得者の名を公開する。

第五三条

電力事業の操業開始を希望する許可書取得者は、委員会が定めた原則、方法、要件に従い電力事業の操業開始日を事前に事務局に通知しなければならない。

許可書取得者が第一段に基づく電力事業の操業開始前に機械または設備の試験運転を希望する場合、許可書取得者は電力システム制御センターに機械または設備の試験運転の日時、期間を通知しなければならない。電力システム制御センターは許可書取得者に明確に運転日時を返答しなければならない。

第五四条

エネルギー事業の営業は許可書に定められたところに基づく期限を有する。

許可書の期限延長申請において、許可書取得者は許可書の期限切れ前に申請する。申請がなされた時、申請人は許可書延長の不許可命令があるまで許可書取得者の地位にあるものとみなす。

許可書の期限延長申請および延長許可、延長の手数料レートは委員会が布告規定した原則、方法、要件に従う。その原則、方法、要件は第五〇条および第五一条に基づく原則、方法、要件と同一形態を有していなければならない。

第五五条

許可書取得者が別の者に許可書に基づく権利の全部または一部を譲渡することを禁止する。ただし委員会の承認を得た場合はその限りではない。ここに委員会が布告規定した原則、方法、要件に従う。

第五六条

許可書取得者が資格を欠いた、もしくは委員会が第五〇条に基づき布告規定した規則に従わなかった場合、委員会は委員会が布告規定した原則、方法、要件に従い許可書の使用停止または取消を命じることができる。

第五七条

電力不測の事態が生じるおそれがある場合、もしくは国家経済の安全保障または利益のために電力生産における燃料備蓄が必要な場合、委員会は大臣の承認の下に許可書取得者に対し電力生産または販売の増減を命じる権限を有する。

天然ガスの不足状態が生じた場合、国家安全保障のために委員会は、天然ガス調達および発注者である許可書取得者に天然ガス生産および調達量の増量のために天然ガス販売者と交渉し、その結果を委員会に報告するよう命じる権限を有する。

第五八条

許可書取得者がエネルギー・サービスを停止または中止することを禁じる。ただし委員会が布告規定した原則、方法、要件に従った場合はその限りではない。

第五九条

エネルギー事業の営業中止を希望する許可書取得者は、委員会が布告規定した原則、方法、要件および期間に従い事前に事務局に文面で通知しなければならない。

委員会が布告規定した種類、規模および立地場所に基づくエネルギー事業の営業中止がエネルギー・システムの安全保障に影響し、代わりに操業する別の許可書取得者がまだいない場合、委員会はエネルギー事業で経験および専門性を有する国または民間の機関に対し、別の許可書取得者が代わりに操業する、もしくは委員会がそのエネルギー事業の中止を命じるまで代わりに操業するよう命じる権限を有する。

操業代行する国または民間の機関は、本法令に基づく権利と義務を有する許可書取得者であるものとみなす。

許可書取得者に代わり操業を代行する国または民間の機関は、エネルギー・サービスを継続できるように、第一段に基づくエネルギー事業を中止した許可書取得者のエネルギー事業所に必要に応じて立ち入り、使用する権利を有する。ここに国または民間の機関は許可書取得者の物品保全のためにエネルギー事業者または同様の職業人がなすべきところと同等の注意を払わなければならない。許可書取得者に損害が生じた場合、許可書取得者は委員会が定めた原則、方法、要件に従い、事務局に損害賠償を請求する権利を有する。

操業代行期間に生じた諸収入および費用の代行者とエネルギー事業を中止した許可書取得者との間の配分は、委員会が布告規定した原則、方法、要件に従う。

第六〇条

委員会はエネルギー・サービス提供における競争の拘束、低減または競争の制限となる行為がないように原則を定める規則を制定する権限を有する。

第六一条

許可書取得者が第六〇条に基づく原則に従わない場合、委員会は以下の権限を有する。

(一) 許可書取得者に対し競争の拘束、低減または競争の制限となる行為を中止または是正するよう命じる。

(二) 許可書の要件を変更する。

第六二条

許可書取得者のサービス提供がエネルギー使用者または別のエネルギー事業者のシステム、機械・設備に損害を及ぼすと判断した場合、委員会はその許可書取得者に対し委員会が定めた期間内にサービス提供の是正を命じる権限を有する。

第六三条

許可書取得者は財務ポジションおよび財務諸表を示す帳簿も含めエネルギー事業に係るデータを作成し、委員会に送付する。ここに委員会が定めた原則、方法、要件に従う。

電力ネットワーク・システム事業を営む許可書取得者が電力システム制御センターを有する場合、電力ネットワーク・システム事業と電力システム制御センター事業の会計およびバランスシートを他の事

業と明確に分離する。

第二節

エネルギー事業におけるサービス料金

第六四条

大臣は国家エネルギー政策委員会の承認をもってエネルギー事業におけるサービス料金レート規定の方針および指針を定める。

第六五条

国家エネルギー政策委員会が承認した方針および指針の下に、委員会は以下の方向で各種の許可書取得者のサービス料金レート規定の原則を定める。

- (一) 真実のコストを反映させ、効率性を有するエネルギー事業の適正な投資リターンを考慮する。
- (二) 国内のエネルギー需要に効率的かつ十分に対応するエネルギー供給があるようにする。
- (三) エネルギー事業における効率性改善があるようにする。
- (四) エネルギー使用者と許可書取得者の双方への公正さを考慮する。
- (五) 機会に恵まれない電力使用者への支援、もしくは地方への繁栄分散のための電力供給を考慮する。
- (六) サービス料金レートの計算は明瞭、透明でなければならず、サービス料金レートは公表しなければならない。
- (七) エネルギー使用者またはエネルギー使用希望者に不公正な選択的行動をなさない。

第六六条

委員会は許可書取得者が定めるサービス料金レートについて第六四条に基づき承認を受けた方針と指針、および第六五条に基づく原則に従うよう監督する。

サービス料金レートが一般に適用されるレートである場合、委員会はサービス料金レート計算で使用するフォーマットまたは方法、変数のデータを公開する。ただし委員会が当該変数が許可書取得者の企業秘密であると判断した場合はその限りではない。

第六七条

第六六条第一段に基づくサービス料金レート監督において、許可書取得者は委員会の承認のためにサービス料金レートを提示する。このとき審査手順は透明なプロセスを有していなければならない、利害関係者から意見を聴かななければならない。

第六八条

委員会がサービス料金レートが経済、社会、投資または技術の状況変化により適当でないと判断した場合、委員会は以下の権限を有する。

- (一) サービス料金レートを変更する、もしくは
- (二) 委員会の承認のために許可書取得者にサービス料金変更を命じる。このとき委員会は全ての証拠書類を受け取った日から三〇日以内に審査を終えなければならない。

第一段に基づくサービス料金レートの変更は第六四条に基づき承認を受けた方針および指針の下でなされなければならない。

第六九条

委員会が変更した、もしくは承認したサービス料金レートが経済、社会、投資、技術状況の変化またはその他の事由で適当でないと判断した場合、許可書取得者は委員会の承認を求めためにサービス料金レートの変更を要請することができ、委員会は全ての証拠書類を受け取った日から三〇日以内に審査を終えなければならない。

第一段に基づくサービス料金レートの改定は第六四条に基づき承認を受けた方針と指針のもとでこれをなさなければならない。

第七〇条

許可書取得者は委員会が承認したサービス料金レートを委員会が布告規定した原則、方法、要件に従い公示しなければならない。

第七一条

許可書取得者が委員会の承認したサービス料金レートを上回る料金を徴収することを禁じる。

第三節

エネルギー事業における標準及び安全性規定

第七二条

エネルギー事業は委員会が布告規定した規約に基づく工学上の標準および安全性に従っていないと認められ、その規約は以下のようにしなければならない。

- (一) 許可書取得者に対し必要性を超えて負担をかけない。
- (二) 競争の制限または妨害となる形態で過度に厳格化しない。
- (三) 特定の許可書取得者に対する利益供与はしない。
- (四) 透明性を有する。

許可書取得者のエネルギー事業が第一段に基づく規約に従っていない場合、委員会は許可書取得者に対し変更または是正を命じる権限を有する。

第七三条

エネルギー・ネットワーク・システムを有する許可書取得者のエネルギー・ネットワーク・システムへの連結に使用する設備の標準、検査方法および検査結果の保証は委員会が布告規定した規約に従っていないと認められる。

第一段に基づく規約において、ある種のエネルギー・ネットワーク・システムへの連結で使用する設備についてエネルギー事業における使用開始前に検査および標準保証を受けなければならないことを規定することができる。

第一段に基づく規約の制定において、エネルギー・ネットワーク・システムを有する許可書取得者は委員会の審査のため詳細をまとめ、提出する。

第七四条

許可書取得者はエネルギー・ネットワーク・システム、エネルギー事業で使用する設備または諸機具を保守、修繕、是正し、効率的な使用ができるようにし、第七二条第一段に基づき制定された規約に基づく標準を有していなければならないようにする。損壊した場合は速やかに使用できるよう改善しなければならない。

第七五条

第七二条第一段および第七三条第一段に基づく標準の制定において、委員会は法律に基づく権限を有するその他の機関により定められた標準を引用することができる。

第七六条

エネルギー・ネットワーク・システムへの連結で使用する設備の標準検査および標準保証ユニットとなることを希望する者は、委員会から標準検査保証ユニットとして許可書を取得しなければならない。標準検査保証ユニット許可書申請人の資格、許可書申請、許可書発行、許可書延長、許可書期限、許可書発行・許可書延長手数料、標準検査保証手数料は、委員会が布告規定した原則、方法、要件に従う。

第七七条

委員会は以下の場合に、エネルギー・ネットワーク・システムへの連結で使用する設備の標準検査保証ユニット許可書を取り消す権限を有する。

- (一) 第七六条第二段に基づく布告で定められた資格を欠いている。
- (二) 検査、検査結果報告または検査結果の保証で誠実さを欠いている。
- (三) 相当の事由なく検査、検査結果の報告または保証を遅延させ、検査申請人に重大な損害を与えた。
- (四) 検査人が第七六条第二段に基づく布告で定められた資格標準に達していない、もしくは検査人の数が足りない。

第七八条

第七七条に基づく標準検査保証ユニット許可書の取消は、許可書取消前に標準検査保証ユニットがなした標準保証に影響を及ぼさない。ただし保証が委員会が定めた標準に従っていない場合、委員会はその標準保証の取消を命じることができる。

標準に従っておらず、第一段に基づき標準保証を取り消されたことによる損害を受けた者に対し、許可書を取り消された標準検査保証ユニットは生じた損害の賠償義務を有する。

第四節

エネルギー・ネットワーク・システム及び制御センター

第七九条

エネルギー・ネットワーク・システムを有する許可書取得者は、エネルギー・ネットワーク・システム拡張計画で定められたところに従い行動する。

エネルギー・ネットワーク・システムを有する許可書取得者で委員会の定めたところに基づく国の機関は、内閣の承認を求めエネルギー・ネットワーク・システム拡張計画を策定し大臣に提出する。

第二段に基づくエネルギー・ネットワーク・システム拡張計画の審査において委員会の見解も考慮する。当該計画が民衆の従大な利害に影響する場合、委員会は第二六条に基づき意見を聴く手続をとる。

エネルギー・ネットワーク・システムを有する許可書取得者が第二段に基づく国の機関でない場合、委員会が定めた範囲および原則に基づく委員会の承認審査のためにエネルギー・ネットワーク・システム拡張計画を策定する。

第八〇条

エネルギー・ネットワーク・システムを有する許可書取得者は公正なエネルギー事業を営まなければならない、不公正な選択的行動をしてはならない。

第八一条

エネルギー・ネットワーク・システムを有する許可書取得者は、エネルギー・ネットワーク・システムを有する許可書取得者が定め、公示した規定に基づき、他の許可書取得者またはエネルギー事業者が自己のエネルギー・ネットワーク・システムを使用もしくは連結することに同意しなければならない。

第一段に基づく規定はエネルギー・ネットワーク・システムへの連結に係る規定、エネルギー・ネットワーク・システム・サービス利用に係る規定、およびエネルギー・ネットワーク・システム運営に係る規定からなり、以下の原則を保持しなければならない。

(一) エネルギー・システムの安全保障、安全性、質に影響を及ぼさない。
(二) エネルギー使用者および公共に害を及ぼさない。
(三) 不公正な選択的行動ではない、もしくは他の許可書取得者またはエネルギー事業者を妨害しない。

(四) エネルギー・ネットワーク・システムの使用または連結地点における技術上の規定は、技術的に可能であることがはっきりしており、エネルギー・ネットワーク・システムの使用または連結を求める者に過度に負担を生じさせないものでなければならない。

(五) エネルギー・ネットワーク・システムの使用または連結を求める者の義務と責任、エネルギー・ネットワーク・システムを使用または連結させる者の義務と責任のはっきりとした規定がある。

(六) 委員会が布告規定したその他の形態にある。

第一段および第二段に基づく規定は、エネルギー・ネットワーク・システムを有する許可書取得者に害を及ぼし、他の許可書取得者またはエネルギー事業者との競争で不利が生じないようにしなければならない。

第八二条

エネルギー・ネットワーク・システムへの連結に係る規定、エネルギー・ネットワーク・システム・サービス利用に係る規定、およびエネルギー・ネットワーク・システム運営に係る規定が第八一条に基づく原則に従っていないと判断した場合、委員会は当該規定を制定した許可書取得者に対し、規定を第八一条に基づく原則に従うよう修正または改定するよう命じる権限を有する。

第八三条

エネルギー・ネットワーク・システムの使用または連結を望む許可書取得者またはエネルギー事業者が、エネルギー・ネットワーク・システムへの連結に係る規定、エネルギー・ネットワーク・システム・サービス利用に係る規定、およびエネルギー・ネットワーク・システム運営に係る規定が第八一条に基づく原則に従っていないと判断した場合、許可書取得者またはエネルギー事業者は委員会に審査を申し立てることができる。

当該規定が第八一条に基づく原則に従っていないと判断した場合、委員会は規定を制定した許可書取得者に対し、規定を第八一条に基づく原則に従うよう修正または改定するよう命じる権限を有する。

第八四条

エネルギー・ネットワーク・システムを有する許可書取得者がエネルギー・ネットワーク・システムの使用または連結を拒否した場合、拒否された者は委員会に判断してもらうために審査を申し立てる権利を有する。

委員会が第一段に基づく申し立てに判断を下した時、関係者はその決定に従う。

第八五条

エネルギー・ネットワーク・システムを有する許可書取得者は、エネルギー・ネットワーク・システ

ムの使用または連結を求める者にエネルギー・ネットワーク・システムの使用または連結についての正しく、かつ必要なデータを知らせなければならず、他の許可書取得者またはエネルギー事業者のエネルギー・ネットワーク・システムの使用または連結が通常利用できない事由となる行為をなしてはならない。

第八六条

エネルギー・ネットワーク・システムを有する許可書取得者は、委員会が布告規定した原則、方法、要件に基づくエネルギー・ネットワーク・システムの使用または連結における契約、合意、要件およびサービス料金を公開しなければならない。

第八七条

エネルギー・ネットワーク・システム制御センターを有する許可書取得者は、エネルギー・システムがバランス性、安全保障、安定性、効率性および信頼性のあるものとする責任を有し、委員会が許可書発行要件で定めたその他の権限義務を有する。

電力システム制御センターを有する許可書取得者は、電力事業営業許可書取得者が公正な電力生産をし、不公正な選択的行動をなさないよう命じる。

第八八条

電力システム制御センターを有する許可書取得者が第八七条第二段に違反していると委員会に申し立てる者がいる場合、委員会は文書による申し立てを受理した日から三〇日以内に判断を下す。

電力システム制御センターを有する許可書取得者が第八七条第二段に対する違反行為をなし、申立人に損害が生じる事由となっていると判断した場合、委員会はその損害の賠償金を定める。

第四章

エネルギー利用者保護

第一節

サービス標準及びサービス普及

第八九条

許可書取得者は学術および工学上の標準、サービス提供の質の標準を含め、委員会が定めた標準に基づきエネルギーサービスを提供しなければならない。

第一段に基づき定められた標準に従いサービスを提供できない許可書取得者は、委員会が定めた規約に従ってエネルギー使用者に補償金を支払う。

許可書取得者は委員会が定めた規約に従って、委員会にサービス提供の質を報告する。

第九〇条

委員会は許可書取得者をして、サービスする者がいない、もしくはいても十分でない、あるいは需要に十分対応できていない特定エリアにおいてエネルギー面のサービスをさせることができる。

第一段に基づく規定は第九条（七）に基づき大臣が定めた方針に従う。

第九一条

委員会はエネルギー・サービス提供に係る契約の標準形式を布告規定する権限を有し、契約の標準形式に従わなくてもよい契約を定めることができる。

エネルギー・サービス提供に係る契約の標準形式には少なくとも以下の規定がなければならない、もしくはあってはならない。

- (一) 許可書取得者およびエネルギー使用者の義務と責任に係る明確な規定。
- (二) 相当の事由なくエネルギー使用者への利用制限となる規定があってはならない。
- (三) 不公正なエネルギー使用者への選択的行動または妨害となる形態を有する規定があってはならない。

第九二条

許可書取得者は委員会が定めた原則に基づきエネルギー使用者に自己のエネルギー・サービス提供契約形式を公開しなければならず、公衆が閲覧できるように許可書取得者の事業所の公開された視認しやすい場所に掲示しなければならない。

第二節

電力開発基金

第九三条

繁栄の地方分散、発電所により影響を受ける地域のコミュニティ開発、循環エネルギー使用の振興、環境への影響が少ない電力事業における技術の振興のため、あまねく諸地域に電力サービス提供が行き届くよう支援する目的を有する「電力開発基金」と呼ぶ基金を事務局内に設置する。ここに天然資源のバランスと電力使用者への公正さを考慮する。

第九四条

基金は以下から構成する。

- (一) 第九六条に基づき受け取る金銭。
- (二) 第一二八条および第一四〇条に基づく電力事業営業許可書取得者からの罰金。
- (三) 寄付された金銭または財産。
- (四) 基金の金銭または資産から生じた利息または何らかの利得。

基金のものとなった金銭または資産は国庫金法および予算法に基づく国家収入として国庫に納めなくてもよい。

第九五条

事務局を基金の金銭受領、支払い、保管者とし、基金の資金管理は事務局の予算から分離する。基金の金銭受領、支払い、保管、管理は委員会が定めた規約に従う。

第九六条

電力事業営業許可書取得者は第一一条（一〇）に基づく国家エネルギー政策委員会の方針の下に委員会が布告規定した規約に基づき基金に納金する。第九七条（一）に基づき支払われる基金への納入金はサービス料金から控除される。

第一段に基づき基金への納金の原則、方法、要件の規定では、電力事業営業許可書取得者の基金への納金において負担しなければならない電力使用者への影響を考慮して、第九七条（一）（二）（三）（四）および（五）に定められた事業に基づき明確な会計分離があるようにする。

第九七条

基金の資金は以下の事業のために支払われる。

(一) 機会に恵まれない電力使用者へのサービスを提供する電力事業営業許可書取得者への補償および助成として。もしくは電力サービス提供の普及のため、あるいは繁栄の地方分散政策の促進のため。

(二) 電力システム制御センターを有する許可書取得者の第八七条第二段への違反行為により高い電力料金を支払わなければならなかった電力使用者への補償のため。

(三) 発電所の操業により影響を受けた地域の開発または復興のため。

(四) 循環エネルギー、環境への影響の少ない電力事業で使用する技術の利用促進のため。

(五) 電力についての知識、周知、協働が社会および民衆にあるよう促進するため。

(六) 地域運営費用として。

(一) (二) (三) (四) および (五) に基づく基金の支出は、第一条 (一〇) に基づく国家エネルギー政策委員会の方針下に委員会が定めた規約に従い、支出する事業に従い明確に会計を分離しなければならない。

第三節

エネルギー使用者委員会

第九八条

エネルギー使用者の保護のために、委員会は各エリアのエネルギー使用者の代表として委員長一人および一〇人以下の委員かならなるエネルギー使用者委員会を設置する。

エネルギー使用者委員会の委員の資格、任期、退任、業務遂行方法、報酬、その他業務遂行における支出は委員会が定めたところに従い、報酬およびその支出は事務局の業務支出であるものとみなす。

第一段に基づくエリア分けは委員会が定めた区域に従う。

第九九条

エネルギー使用者委員会は以下の権限を有する。

(一) エネルギー使用者の訴えに係る実施、および委員会が定めたところに基づくエネルギー使用者に対する助言。

(二) エネルギー使用者保護面での委員会への諮問。

(三) エネルギー・サービス提供の改善提案。

(四) サービスの質の改善および訴えの解決のため、エネルギー使用者の訴えに係るデータ提供におけるエネルギー事業者への連絡。

(五) 委員会が定めたその他の実施。

第一〇〇条

エネルギー使用者が許可書取得者のサービス提供により困苦、損害を受けた場合、エネルギー使用者はエネルギー使用者委員会に訴状を提出する権利を有する。

訴状においては明瞭な事実関係を示し、当該ケースに係る証拠書類を添えなければならない。

訴えの審査の原則および方法は委員会が定めた規約に従う。ここにおいて訴状を受理した日から六〇日以内に審査を終えることを定め、当事者が事実関係を説明し、自己の証拠を提示する機会を設けなければならない。

第一〇一条

エネルギー使用者がエネルギー使用者委員会の決定に不服の場合、委員会が定めた原則、方法、要件に基づき委員会に不服を申し立てる権利を有する。

委員会の決定は最終的なものとする。

第一〇二条

許可書取得者が委員会の承認したレートより高いサービス料金を徴収していると判断した、もしくは不公正なサービスであると判断した場合、エネルギー使用者は許可書取得者に対しサービス提供に係るデータを要求する権利を有し、許可書取得者は要求書を受け取った日から三〇日以内にエネルギー使用者に要求に基づくデータを知らせなければならない。

エネルギー使用者が第一段に基づくデータを内容証明付き文書の形で受け取りたい場合、許可書取得者はエネルギー使用者からの実費を上回らない代金と引き換えに応じなければならない。ここに委員会が定めた原則、方法、要件に従う。

第一〇三条

許可書取得者が不当なまたは不公正なサービス料金を徴収していると疑える相当の事由がある場合、エネルギー使用者はエネルギー使用者委員会に訴状を提出する権利を有し、第一〇〇条の規定を準用する。

第五節

不動産使用

第一〇四条

国の機関である許可書取得者がエネルギー・ネットワーク・システムまたは必要かつ当該事業に関係するその他建築物、発電のための水源、および水力発電、水力発電開発、もしくは水力発電所建設のための堰ダム、排水ダム、貯水ダム、貯水池もしくはそのダムまたは貯水池の設備であるその他の物、水力発電所の送電所その他設備を建設するために不動産を使用しなければならない必要がある時、別段の譲渡合意がない限り、不動産収用法に基づき収用する。このとき事務局が収用の主体となり、収用された不動産の所有権は国に帰する。

事務局は第一段に基づき国に帰した不動産に係る監督、保全、使用、利益追求における義務を有する。ここに委員会が定めた原則、方法、要件に従う。

第一〇五条

エネルギー・ネットワーク・システム設置場所の調査、探査のために、許可書取得者は委員会の認可により、いずれかの者の住居ではない不動産を一時的に使用または占有する権限を有する。このとき国の機関である許可書取得者が、もしくはその他の許可書取得者の場合は事務局がその不動産が所在する土地の地域事務所または郡役所、副郡役所、行政区長執務所、村落長執務所に七日以上、調査エリアを告示するとともに、許可書取得者は土地で頒布されている新聞一部以上で三日以上公告する。ここに調査の日時、期間を委員会が布告規定した原則に従い告知する。

告示および新聞公告は不動産使用または占有の三日以上前もって、これをなさなければならない。

いずれかの者の不動産に立ち入った時、不動産または資産に損害が生じた、または損傷が生じた場合、許可書取得者は不動産または資産の所有者あるいは占有者もしくはその他の権利者にその損害賠償金額を文書で通知し、委員会が定めた原則、方法、要件に従い当該人物に損害賠償金を支払う。ここに賠償金は損害および当該物品の使用から得られる利益逸失から公正に計算する。

不動産または資産の所有者または占有者もしくはその他の権利者は、賠償金額の通知を受けた日から六〇日以内に、委員会に賠償金額に対する不服を申し立てることができる。

委員会は不服申し立てを受けた日から六〇日以内に判断を下さなければならない。

委員会の決定は最終的なものとする。

第一〇六条

許可書取得者がエネルギー・ネットワーク・システム設置ルートまたは場所を選定した時、方向形態および路線エリアの詳細を示す設計図を作成し、委員会の承認を求めて提出する。ここに委員会は三〇日以内に審査を終了する。

委員会が第一段に基づく設計図を承認した時、事務局はエネルギー・ネットワーク・システム区域をそのエネルギー・ネットワーク・システムを設置する土地の地域事務所、郡役所、副郡役所、行政区長執務所、村落長執務所において告示する。もしくは委員会が相当と判断したその他の実施に取りかかる。ここに許可書取得者は委員会が布告規定した原則、方法、要件に従いエネルギー・ネットワーク・エリアを示す標識を作成し、当該エリアの不動産の所有者または占有者もしくはその他権利者に文書で通知する。

不動産の所有者または占有者、もしくはその他の権利者は、許可書取得者から文書で通知を受けた日から三〇日以内に委員会に対し不服を申し立てる権利を有する。

委員会は不服申し立てを受けた日から六〇日以内に判断を下さなければならない。

委員会の決定は最終的なものとする。

第一〇七条

第一〇六条に基づきエネルギー・ネットワーク・システム区域の告示があった時、許可書取得者は以下の実施について権限を有する。

(一) 別の許可書取得者のエネルギー・ネットワーク・システムの上下、沿い、または横切ってエネルギー・ネットワーク・システムを敷設する。このときその別の許可書取得者は敷設を拒否することはできない。ただし当該敷設が自己のエネルギー・ネットワーク・システムに障害が生じる技術上の問題があると証明できる場合はその限りではない。ここに別の許可書取得者は相当の、かつ公正な使用料を請求することができる。

(二) 国の公共資産である土地の上下、沿い、または横切ってエネルギー・ネットワーク・システムを敷設する。このとき許可書取得者は関係法律の規定に従わなければならない。

(三) いずれかの者の土地の上下、沿い、または横切ってエネルギー・ネットワーク・システムを敷設する。建屋の立地場所ではない、いずれかの者の土地の内または上に柱もしくはその他の備品を差す、または立てる。

(四) エネルギー・ネットワーク・システム区域内の他者の建物または建屋、もしくは建造されたその他の物を取り壊す、あるいは他者の樹木の幹、枝または根を取り除く、もしくは伐る。

第一〇八条

第一〇七条に基づく実施の前に許可書取得者は以下を実施する。

(一) 第一〇七条(一)に基づく別の許可書取得者、財産の所有者または占有者、もしくは第一〇七条(二)(三)または(四)に基づく他の権利保持者に文書で通知する。これに反対する別の許可書取得者、財産の所有者または占有者、もしくは他の権利保持者は、通知書を受け取った日から三〇日以内に事由を示して委員会に判定を求めることができる。委員会の決定は最終的なものとする。

(二) 委員会が布告規定した原則、方法、要件に従い第一〇七条(一)に基づく用益費を支払う、またはその他の実施をなす。もしくは第一〇七条(二)(三)または(四)に基づく財産の所有者または占有者、その他権利保持者に補償金を支払う。このとき許可書取得者は当該権利所持者に用益費または補償金の金額を文書で通知する。国の公共資産である土地である場合は、委員会がその土地の公共資産を管理する行政機関に連絡する。

(三) 別の許可書取得者、財産の所有者または占有者、もしくは他の権利保持者が(二)に基づく用

益費または補償金額に同意しない場合、許可書取得者は委員会が定めた原則、方法、要件に従い使用料または補償金を預託すれば第一〇七条に基づく実施をなす権利を有する。ただしその実施が困苦をもたらす、または自然の状況に影響を及ぼす、もしくはその財産の用益を減じることがあってはならない。ここに、その行為は事由に相当でなければならない。

(四) 別の許可書取得者、財産の所有者または占有者、もしくは他の権利保持者が用益費または補償金額に不服の場合、委員会に不服を申し立てる権利を有する。委員会の決定は最終的なものとする。ここに不服申し立ての原則、方法、要件、および審査は委員会が布告規定した規約に従う。

第一〇九条

エネルギー・ネットワーク・システムの修繕または保全のために、許可書取得者は以下の要件下に、いずれかの者の住居ではない不動産に必要なに応じて一時的に立ち入り使用または占有する権限を有する。

(一) その使用または占有がエネルギー・ネットワーク・システムの検査または修繕のために必要である。あるいはエネルギー・ネットワーク・システムに生じる危険または損害を防止するために必要である。

(二) 許可書取得者は三日以上前に不動産の所有者または占有者、もしくは他の権利保持者に文書で通知する。

第一段に基づく実施により不動産の所有者または占有者、もしくは他の権利保持者に損害が生じた場合、許可書取得者は委員会が定めた原則、方法、要件に従い損害賠償金を支払う。賠償金額で合意できない場合は委員会に不服を申し立てる。委員会の決定は最終的なものとする。

不服申し立て、およびその審査の原則、方法、要件は委員会が布告規定した規約に従う。

第一一〇条

エネルギー使用者の使用品がエネルギー事業所に損害を与えるような障害を生じさせている場合、許可書取得者はそのエネルギー使用者に当該使用品の変更または改善を相当の期間内になすよう文書で通知する。

エネルギー使用者が通知書に基づく実施をせず、その使用品の使用がいぜんとして障害を生じさせている場合、許可書取得者はそのエネルギー使用者が通知書に基づく実施をするまで一時的にサービス提供を中止することができる。このとき許可書取得者は直ちに委員会にサービス提供中止を通知する。委員会はサービス提供中止の通知を受けた時、そのサービス提供中止の是認または変更を命じる。許可書取得者は委員会の命令日から三〇日以内に命令に沿って行動する。

緊急の必要性がある場合、許可書取得者はエネルギー使用者に通知せずにエネルギー提供を中止することができるが、遅滞なくエネルギー使用者および委員会に通知する。委員会は通知を受けた時、第二段に基づく手続を取る。

第一一一条

第一〇七条に基づくエネルギー・ネットワーク・システム、またはエネルギー・ネットワーク・システム事業で使用する設備が、不動産の所有者または占有者もしくは他の権利保持者の不動産の用益目的または方法の変更により困苦を生じさせる、あるいは重大な障害になる場合、所有者、占有権者、または他の権利保持者が訴えた時、許可書取得者は当該困苦または障害を除去しなければならない。ただしその実施が許可書取得者の業務に重大な影響を及ぼす、もしくは工学的に困難な場合はその限りではない。この場合、許可書取得者および所有者、占有権者、他の権利保持者は当該困苦または障害の除去のための手続で合意する。このとき実施期間、実施の費用負担者、費用の支払方法を定める。

合意できない場合、もしくは合意したが合意に基づく実施ができない場合、許可書取得者、所有者、占有権者、他の権利保持者は委員会に判定を求めて訴えを提出する。

委員会が訴えを受理した時、受理した日から三〇日以内に当該訴状の写しを許可書取得者、所有者、占有権者、他の権利保持者に送付する。訴状の写しを受け立った者は受け取った日から一五日以内に委員会に対し文書で意見を表明することができる。当該期間が経過した時、委員会は判定し、その決定を許可書取得者、所有者、占有権者、他の権利保持者に遅滞なく通知する。決定にあたっては当該困苦または障害の除去のための実施、実施期間、実施費用の負担責任者、その費用の支払方法を示さなければならない。

委員会が決定を下した時、許可書取得者または利害関係者は決定を知った日から六〇日以内に委員会に不服を申し立てる権利を有する。

委員会の不服申し立てに対する決定は最終的なものとする。不服申し立て、およびその審査の原則、方法、要件は委員会が布告規定したところに従う。

第一一二条

第一〇六条に基づき告示されたエネルギー・ネットワーク・システム区域内に建造物、建屋、樹木またはその他の物を建造する、植える、設置する、地面に穴をあける、掘削する、盛り土する、物を捨てる、もしくはエネルギー・ネットワーク・システムに危険性を生じさせる、あるいは障害となる行為をなすことを禁じる。ただし係官から文書で許可を得た場合はその限りではない。ここに委員会が定めた原則、方法、要件に従う。

第一段に基づく実施の許可審査において、係官は許可書取得者の意見を聴取し、その実施がエネルギー・ネットワーク・システム、人、動物、植物、財または環境に影響を及ぼさないと判断すれば、申請に基づき許可する。このとき何らかの要件を定めることもできる。

許可を得ずに第一段に基づく実施があった場合、もしくは許可を受けたが許可または許可に付随する要件への違反があった場合、係官は行政上の公務執行方法についての法律に基づき行政執行措置を取る権限を有する。

第一一三条

安全性に資するために、許可書取得者はエネルギー・ネットワーク・システム区域に迫る、または遮る、覆う、包む、被さる樹木の幹、枝、根またはその他の物を引き抜く、伐る権限を有するが、相当の期間前もってその樹木または物の所有者もしくは占有者に文書で通知しなければならない。所有者または占有者に連絡できない場合、許可書取得者は必要に応じて実施する権限を有し、その実施を委員会に通知する。

第一段に基づく実施において、樹木または物がエネルギー・ネットワーク・システム建設の前にもうすでにあった場合、許可書取得者はその樹木または物の所有者もしくは占有者に補償金を支払う。補償金額で合意できない場合は、委員会が定めた原則、方法、要件に従い委員会に不服を申し立てる。

委員会の決定は最終的なものとする。

第一一四条

必要かつ緊急の場合、許可書取得者はエネルギー・ネットワーク・システムの検査、修繕または改善のために、いずれかの時間に人の住居ではない土地または場所に立ち入る権限を有する。ただしその地に所有者、占有者または他の権利保持者がいる場合には事前に所有者、占有者または他の権利保持者に通知する。

第一段に基づく実施があった時、許可書取得者は遅滞なく委員会に報告する。

第一一五条

第一一三条または第一一四条に基づく行為において、許可書取得者は他者に損害を及ぼさないよう注

意しなければならない。損害が生じた場合、許可書取得者はその損害の責に任じる

第一一六条

許可書取得者から訴えを受けた時、エネルギー・ネットワーク・システムの保護のために必要だと判断すれば、委員会はエネルギー・ネットワーク・システム保護エリア、および委員会が定めた原則、方法、要件に従い当該エリア内での禁止行為を定めることができる。

エネルギー・ネットワーク・システム保護エリア内での何らかの建設または行為は委員会から許可を得なければならない、許可において委員会は関係するエネルギー・ネットワーク・システム保護に留意する。

第二段に基づき許可を得た建設または行為が損害を生じさせる場合、その建設または行為の責任者はそれによって生じる損害額の支払いの責に任じる。

第一一七条

エネルギー事業所またはエネルギー・ネットワーク・システム制御センターに損害を及ぼす、害する、減価させる、無益化する、もしくは危険となる行為をなすことを禁じる。

本条に資するため委員会は必要に応じて第一段に基づく諸物の保護措置を布告規定することができる。

第一一八条

河川、運河、海または水路にあるエネルギー・ネットワーク・システム区域内およびエネルギー・ネットワーク・システム保護エリア内で投錨する、錨を引き摺る、網または漁具を曳くことを禁じる。

船舶がエネルギー・ネットワーク・システム区域を横切る時、錨を水から引き上げ、見えるようにしていない場合は錨を引き摺っているものとみなす。

第六章

紛争及び不服申し立て審査

第一一九条

係争または不服申し立ての処理について契約に別段の規定がない限り、係争または不服申し立ての処理は本章の規定に従う。

第一二〇条

エネルギー使用者と許可書取得者の間で、もしくは許可書取得者間で係争が発生した時、以下の方法により係争を判定または解決する。

- (一) エネルギー使用者と許可書取得者間の係争である場合、第一〇〇条に基づき係争を処理する。
- (二) 許可書取得者間の係争である場合、委員会が布告規定した規約に基づき係争を処理する。

第一二一条

エネルギー使用者、許可書取得者または利害関係者が委員会の命令、規約、規則、告示または規定に不服の場合、委員会に申し立てる権利を有する。

第一段に基づく不服申し立ては委員会から命令を通知された日から、もしくは委員会が規約、規則、告示または規定を出した日から三〇日以内に委員会に提出する。

不服申し立ての提出およびその審査方法の原則、方法、要件は委員会が布告規定した規約に従う。

第二段に基づく不服申し立ては委員会の命令に基づく強制を猶予しない。ただし委員会から不服申し立ての判定前に一時的に別段の命令があった場合はその限りではない。

委員会の不服申し立てへの決定は最終的なものとする。

第七章

係官

第一二二条

本法令に基づく任務遂行のために係官は以下の権限を有する。

(一) 事業、帳簿、証拠書類または関係データの検査、許可書取得者の本法令もしくは許可書に定められた要件への違反または不遵守となる行為の検査のために日照時間内、またはその事業所の勤務時間内に許可書取得者の建物またはエネルギー事業所に立ち入る。

(二) 審査のために、召喚状によりいずれかの者に証言させる、もしくは書類または物品を送付させる。

(三) 許可書取得者の本法令もしくは許可書に定められた要件への違反または不遵守により損害が生じた場合、事実関係を調査、収集し委員会に報告する。

(四) 委員会の許可のもと、調査のために、もしくは第一〇五条で定めたところに基づきエネルギー・ネットワーク・システム設置場所を探すために、人の住居ではない不動産に一時的に立ち入る、または占有する。

(五) 委員会の許可のもと、第一〇七条、第一〇九条、第一一三条、第一一四条および第一一六条に定められたところに基づき他者の土地または財産に立ち入る。

(一) に基づき立ち入り、調査に入ったがまだ終了しない時、必要性および相当性に基づき日没後、またはその場所の勤務時間外も継続することができる。

(一) に基づく任務遂行において係官は脅迫的形態にある、もしくは刑事訴訟法典に基づく捜査形態にある行為をなしてはならない。

第一二三条

係官の任務遂行において関係者は相当の便宜を供する。

第一二四条

任務遂行において係官は関係者に身分証明書を提示しなければならない。

係官の身分証明書は委員会が布告規定した形式に従う。

第一二五条

本法令に基づく任務遂行において事務局長、事務局職員および係官は刑法典に基づく捜査官とする。

第一二六条

国家安全保障または経済の安定のために、もしくは公益保護のため、あるいは民衆の安寧のために緊急または必要な事由がある場合、委員会はその緊急性および必要性がなくなるまで、エネルギー事業面で経験および専門性を有する国の機関もしくは係官に対し、許可書取得者の施設および設備を占有または使用を委任または命令する、あるいは許可書取得者または許可書取得者の従業員に何らかの行為をなすよう命じることができる。

第一段に基づく実施において、国の機関または係官は許可書取得者の財産保全のためにエネルギー事業者または同様の職業人がなすべきところと同等の注意を払わなければならない。

第一段に基づく実施において、許可書取得者に損害が生じた場合、許可書取得者は委員会が定めた原則、方法、要件に従い事務局に対しその損害の賠償金を請求する権利を有する。

第八章 行政命令

第一二七条

第五三条、第五五条、第五八条、第六三条、第七〇条、第七一条、第七三条、第七四条、第七九条、第八〇条、第八五条、第八六条、第八七条、第八九条、第九二条、第九六条第一段または第一〇二条への違反もしくは不遵守が明らかな場合、委員会は許可書取得者に対し、期限内の行動、行動中止または改善、是正を命じる権限を有する。

第一二八条

許可書取得者が第五六条、第五七条、第六一条、第六二条、第六八条（二）、第七二条第二段、第八二条、第八三条第二段、第八四条第二段または第一二七条に基づく委員会の命令に違反した、もしくは従わなかった場合、および第一二一条に基づく不服申し立て期間が経過した場合、あるいは第一二一条に基づく不服申し立てがあったが、委員会が申し立てを却下した場合、委員会が警告書を送った後もその命令に従わない場合、委員会は一日につき五〇万パーツ以下の行政罰を検討する。ここに命令への違反または不遵守の重大さを考慮する。

行政罰の罰金の支払いがない場合、仏暦二五三九年・行政上の公務執行方法についての法令の第八節・行政命令、第二章・行政命令に基づき行政執行する。

許可書取得者がなおも正しく行動をしない、もしくは許可書使用停止命令に違反した場合、あるいは公益に重大な損害をもたらした場合、委員会は許可書の使用停止または取消を命じる権限を有する。

第九章 罰則規定

第一二九条

第二〇条に違反した者は、一年以下の禁固、または一〇〇万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一三〇条

第二五条に基づく委員会の命令、および委員会が第二四条に基づき任命した小委員会または人物の命令、もしくは第一二二条に基づく係官の命令を妨害した、もしくは従わなかった者は、一年以下の禁固、または一〇〇万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一三一条

第一二二条または一二三条に基づき係官に便宜を供しなかった者は、六か月以下の禁固、または一万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一三二条

第二四条に基づき委員会、小委員会および委員会が任命した者に対し虚偽または事実を歪曲した情報を提供し、エネルギー使用者委員会、許可書取得者またはその他の者に損害を与えた者は、六か月以下の禁固、または五〇万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一三三条

第四七条第一段または第五九条第一段に違反した者は、二年以下の禁固、または一〇〇〇万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一段に基づく刑罰のほか、第四七条第一段への違反者は違反期間中にわたって一日あたり二万パーツ以下の罰金に処する。

第一三四条

第九六条第一段への違反による第一二七条に基づく委員会の命令に従わなかった者は、一か月以下の禁固、または違反期間中にわたって一日二万パーツ以下の罰金に処する。

第一三五条

第六一条（一）、第七六条第一段または第八四条第二段に違反した者は、二年以下の禁固、または四〇〇万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一三六条

標準検査保証ユニットとして許可書を取得した者で第七七条（二）に基づく行為をなした者は、二年以下の禁固、または四〇〇万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一三七条

第一一六条第二段または第一一七条に違反した者は、一〇年以下の禁固、または一〇〇〇万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一三八条

第一一八条に違反した者は、六か月以下の禁固、または一万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

その行為が当該エネルギー・ネットワーク・システムの損壊、減価または無益化の事由となった場合、その行為者は二年以下の禁固、または二〇万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一三九条

権利なく許可書取得者のサービスを利用し、許可書取得者に損害を与えた者は、三年以下の禁固、または三〇万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一四〇条

第一三一条、第一三二条、第一三四条または第一三八条第一段に基づく違法行為について、委員会は略式処分を下す権限を有する。委員会は代わりに略式処分を下す小委員会を任命することができる。ここに委員会は略式処分の原則、小委員会の任務遂行における要件を定めることができる。

違法行為が捜査官に明らかになり、違法行為者が略式処分に同意した場合、捜査官は速やかに略式処分のために委員会に送件する。

違法行為者が略式処分に従い罰金を支払った時、その件は刑事訴訟法典に基づき終結したものとみなす。

第一四一条

本法令に基づき刑罰を受ける行為者が法人である場合、マネージング・ダイレクター、マネージャー、またはその法人の業務責任者はその違法行為について規定されたところに基づく刑罰に処する。ただし自己がその法人の違法行為について知らなかった、もしくは同意しなかったことを証明できる場合はそ

の限りではない。

経過規定

第一四二条

当初において委員会の選出は本法令の施行日から一二〇日以内に終える。
国王が本法令に基づき委員会を任命するまでは国家エネルギー政策委員会が委員会の任務を遂行する。

第一四三条

本法令に基づき事務局長の任命および事務局の設置があるまでエネルギー政策・企画事務局長が事務局長の任務を遂行し、エネルギー政策・企画事務局が事務局の任務を遂行する。

第一四四条

事務局の任務遂行に効率性があるようにするため、大臣は内閣の承認のもとに官公庁、地方公務機関または国のその他機関に対しその公務員、職員または雇員に事務局の業務を支援させるようにする。このとき元の職場の月給を受け取るが、事務局長の指揮下に置かれる。

第一四五条

エネルギー省次官室、天然燃料局、エネルギー取引局、代替エネルギー開発・エネルギー保全局、およびエネルギー政策・企画事務局の公務員、職員および雇員で、事務局の職員または雇員に異動を望む者は本法令の施行日から一八〇日以内に上司に文書で希望を届け出る権利を有する。

第一段に基づく事務局の職員および雇員の補充および任命においては、委員会が定めた人員枠、資格および月給または賃金レートに従う。

本条に基づく公務員の補充および任命は、公務員退職金・年金法または公務員年金基金法に基づく退官または職位廃止による退官であるものとみなす。

本条に基づく雇員の補充および任命においては職位廃止または懲罰なき解雇とみなし、雇員の退職金についての財務省規約に基づき退職金を受け取る権利を有する。

第一四六条

本法令の施行日後も、タイ国発電公団、首都電力公団、地方電力公団、およびP T T公開株式会社は本法令に基づく許可書を取得するまで引き続き事業を営むことができる。

第一段に基づくエネルギー事業の営業中に、タイ国発電公団、首都電力公団、地方電力公団、およびP T T公開株式会社は、タイ国発電公団法、首都電力公団法、地方電力公団法、およびP T T公開株式会社の権限、権利、利得を定めた勅令にそれぞれ従う。

第一四七条

タイ国発電公団法、首都電力公団法、地方電力公団法に基づきタイ国発電公団、首都電力公団、地方電力公団が有している権限、権利、利得は本法令に反しない限りにおいて存続する。

第一四八条

タイ国発電公団法、首都電力公団法、地方電力公団法に基づきタイ国発電公団、首都電力公団、地方電力公団の収用による不動産取得のための手続に係る規定は引き続き施行する。

第一四九条

P T T公開株式会社のエネルギー事業が第一四六条に基づき引き続き実施できるようにするために、P T T公開株式会社が本法令に基づき許可書を取得するまで仏暦二五四二年国営企業資本法令の第二六条第四段をP T T公開株式会社に適用しない。当該期間中において仏暦二五五〇年P T T公開株式会社の権限、権利、利得を定めた勅令によって改定増補された仏暦二五四四年P T T公開株式会社の権限、権利、利得を定めた勅令は効力を有する。

第一五〇条

第五〇条に基づく委員会の規約が効力を有する日から一八〇日以内に、委員会は、本法令の施行日に有していたところに基づき、タイ国発電公団、首都電力公団、地方電力公団、およびP T T公開株式会社の責任である限りにおいて電力または天然ガス・サービス提供での営業の形態および種類、サービス提供の範囲、諸権利に基づき、タイ国発電公団、首都電力公団、地方電力公団、およびP T T公開株式会社に對し本法令に基づきエネルギー事業営業許可書を発行する。

第一段に基づく許可書発行において、委員会はタイ国発電公団、首都電力公団、地方電力公団、およびP T T公開株式会社の事業に係る要件を定める。このときエネルギー事業者の従来からの権利および拘束義務、エネルギー使用者の従来からサービスを受けている利益、本法令における目的の成就のためにサービス提供が質および効率性を有するようにする開発に留意する。

第一五一条

第五〇条に基づく委員会規約が施行される日から一八〇日以内に、委員会は本法令の施行日前に営業していたマレーシアへのガスパイプラインを通じての天然ガス輸送サービスをしているタイ・マレーシア共同機関法に基づく共同開発区域の天然ガス開発に係るエネルギー事業者に対し、本法令に基づくエネルギー事業営業許可書を発行する。当該事業者は本法令に基づき許可を申請しなければならないエネルギー事業者とし、当該許可書の発行においては本法令の施行日にすでに交わっていたエネルギー事業者の契約に基づく合意および要件に留意しなければならない、当該契約に基づく契約当事者の権益に影響してはならない。

第一五二条

タイ国発電公団、首都電力公団、地方電力公団、およびP T T公開株式会社以外の国の機関のエネルギー事業については、第一四六条および第一五〇条を準用する。

第一五三条

本法令の施行日前にタイ国発電公団、首都電力公団、地方電力公団が承認していた電力システム連結または電力ネットワーク・システム連結は引き続き存続し、本法令にに従わなければならないエネルギー・ネットワーク・システムとの連結であるものとみなす。

本法令の施行日前に告示されたパイプラインによる石油輸送システム区域は、本法令に基づくエネルギー・ネットワーク・システム区域であるものとみなす。

第一五四条

本法令の施行日前に営業しており、本法令に基づき許可申請しなければならないエネルギー事業者となったタイ国発電公団、首都電力公団、地方電力公団、およびP T T公開株式会社以外のエネルギー事業者、および第一五二条に基づく国の機関は、引き続き営業を続けることができ、第二段に基づき許可書発行申請書を提出する。

第一段に基づくエネルギー事業者は第五〇条に基づく委員会規約の施行日から六〇日以内に本法令に基づき許可書を申請した時、委員会から許可書を発行しない命令が通知されるまで引き続き営業するこ

とができる。

当該エネルギー事業者が本法令の施行日前に国の他の機関から許可書を取得していた場合、第二段に基づく許可書発行において委員会はエネルギー事業者の従来からの権利および拘束義務、エネルギー使用者の従来からサービスを受けている利益、本法令における目的の成就のためにサービス提供が質および効率性を有するようにする開発に留意する。

第一段および第二段に基づくエネルギー事業者のエネルギー事業の営業は、第二段に基づく許可書の発行を受けるまで、仏暦二五一五年一月二六日付けの革命団布告第五八号、エネルギー開発振興法、タイ国発電公団法、工場法、もしくはエネルギー事業に係るその他の法律に基づく許可に従わなければならない。

第一五五条

タイ国発電公団、首都電力公団、地方電力公団、およびP T T公開株式会社、天然燃料局、エネルギー取引局、代替エネルギー開発・エネルギー保全局、エネルギー政策・企画事務局、およびエネルギー事業の許可・監督・管理義務を有するその他の国の機関は、委員会が布告規定した原則、方法、要件および期間に従い委員会にエネルギー事業に係るデータを送付する。

(おわり)